

## 1. はじめに

2003年の食品衛生法改定に基づき、2006年5月から食品衛生法で「ポジティブリスト制度」が施行され、原則すべての農薬、動物用医薬品について残留基準が設定されました。基準を超えていた農薬が食品中に残留する場合はその食品の販売等を禁止できるようになりました。有機栽培農産物や特別栽培農産物等のブランド農産物の認証を通じて、農薬使用の削減とポジティブリスト制度の残留基準の監視により食品の安全性は大きく前進しました。

## 2. 農薬、動物用医薬品の使用についての考え方

- ①農薬や動物用医薬品は、農作物や畜産、水産養殖には欠くことのできない重要な資材です。農薬取締法や薬事法、飼料安全法等の関連法規に基づいて適正に使用します。
- ②その使用を制限する農薬や動物用医薬品は設けません。
- ③栽培方法や飼育方法、飼育環境の改良などを通じて使用量を減らすとりくみを産直産地を中心にすすめます。
- ④有機農産物や特別栽培農産物の取り扱いを強化し、農薬使用量の少ない農産物の取り扱いを促進します。
- ⑤農薬、動物用医薬品の使用はできるだけ控えるべきと考えます。

基準通り使用されていれば、健康に影響するような残留量ではありませんが、以下の理由で、できるだけ減らした方がいいと考えます。

- その理由は
- 1) 自然界や生態系への影響の心配
  - 2) 作業者の事故や健康被害の心配
  - 3) 害虫や雑草の耐性問題の心配

## 2. 農薬、動物用医薬品の管理基準

(1) 農薬、動物用医薬品の管理はポジティブリスト制度に基づく残留基準を順守し、薬剤の適正使用を促進する立場で以下の管理を行います。

- ①産直産地の農畜水産物の管理は「社会的検証」と「科学的検証」の両面で管理します。
- ②有機栽培農産物はJAS法の「有機栽培農産物の日本農林規格」、特別栽培農産物「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を順守します。
- ③産直産地の肥培管理、肥育管理を「青果物品質保証システム」に則して定期的に点検し生産から入荷、お届けまでを管理します。
- ③薬剤の使用だけではなく、農畜水産物への残留も厳しく監視します。

### (2) 社会的検証

- ①産直農畜水産物は「青果物品質保証システム」等に即して農産物の栽培および畜水産物の肥育を年1回以上点検します。
- ②有機農産物・地域認証農産物は、取り扱い前および取り扱い後は毎年認証を確認します。特別栽培農産物は栽培・肥培管理を確認します。
- ③農協および生産者団体からの仕入品については、当該団体にいずみ市民生協と同様の内容で管理を要請します。

### (3) 科学的検証

- ①有機 JAS 農産物は JAS 法の「有機農産物の日本農林規格」別表 2 で定められている以外の化学的合成農薬が残留していないことを検証します。
- ③産直、特別栽培・地域認証、一般栽培、一般養殖の各農畜水産物等は、食品衛生法で定めている農薬等の残留基準（ポジティブリスト制度）が守られていることを検証します。

<別表 1> JAS 法の管理といずみ・わかやまの管理

	管理	有機農産物	特別栽培農産物	一般農産物
JAS 法	使用基準	種前 2 年以上(多年生植物は収穫前 3 年以上)化学合成農薬・化学肥料の使用禁止	化学合成農薬・化学肥料の使用が慣行栽培の 1/2 以下	農薬使用基準
	残留基準	一般栽培農産物としてのポジティブリスト残留基準が適用		
いずみ・わかやまの管理	使用基準	種前 2 年以上(多年生植物は収穫前 3 年以上)化学合成農薬・化学肥料の使用禁止	化学合成農薬・化学肥料の使用が慣行栽培の 1/2 以下	農薬使用基準
	残留基準	化学合成農薬の不検出	一般栽培農産物としてのポジティブリスト残留基準が適用	
	産直農産物の検証	①ブランド農産物の農薬使用基準が守られていること。 ②肥培計画通りに実施されていること。 ③青果物品質保証システムによる評価。		

<別表 2> 「有機農産物の日本農林規格」

農薬	農薬
除虫菊乳剤およびピレトリン乳剤(除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。)	硫酸銅(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)
なたね油乳剤	銅粉剤
マシン油エアゾル	生石灰(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)
マシン油乳剤	天敵等生物農薬
デンプン水和剤	性フェロモン剤(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。)
脂肪酸グリセリド乳剤	クロレラ抽出物液剤
メタアルデヒド粒剤(捕虫器に使用する場合に限ること。)	ケイソウ土粉剤(保管施設で使用する場合に限ること。)
硫黄くん煙剤	ワックス水和剤
硫黄粉剤	展着剤(カゼインまたはパラフィンを有効成分とするものに限ること。)
硫黄・銅水和剤	二酸化炭素くん蒸剤(保管施設で使用する場合に限ること。)
水和硫黄剤	混合生薬抽出物液剤
石灰硫黄合剤	食酢
シイタケ菌糸体抽出物液剤	磷酸第二鉄粒剤
炭酸水素ナトリウム水溶液および重曹	炭酸水素カリウム
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	水溶液
銅水和剤	-----

<参考資料1 動物用医薬品種類と目的(用途)>

動物用医薬品	抗菌性物質	抗生物質
		合成抗菌剤
	ホルモン剤	天然型
		合成型
	寄生虫用剤	内寄生虫用剤
		外寄生虫用剤

①抗菌性物質

抗菌性物質は抗生物質と合成抗菌剤に大別されます。抗生物質とは微生物が産生する成分を抽出精製したもので、合成抗菌剤は抗生物質と同じ働きをするものを化学合成して作り出した物質です。抗菌性物質はその用途により「飼料添加物」と「動物用医薬品」に大別され、前者は「飼料安全法」、後者は「薬事法」によって規制されます。また、動物用医薬品のうち養殖魚に用いられるものを「水産用医薬品」と呼んでいます。

②飼料添加物

飼料の品質の低下の防止として酸化防止剤・防カビ剤等、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給としてビタミン・ミネラル・アミノ酸等が使用され、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に2009年6月23日現在、158品目が飼料添加物として指定されており、その内抗菌性物質は25品目が含まれています。

③動物用医薬品

動物用医薬品とは、畜水産動物の疾病の治療、予防を目的としたもので、「薬事法」により規制されています。動物用医薬品のうち副作用の強いもの、病原菌に対して耐性を生じやすいもの等は「要指示医薬品」に指定されており、使用に際しては獣医師による処方書の交付、又は指示が必要とされています。また使用頻度の多い抗菌性物質については「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」により、使用対象動物・用法・休薬期間等の使用基準が定められています。

	飼料添加物	動物用医薬品
法律	飼料安全法	薬事法
対象	農林水産大臣が省令で定める用途に適するとして指定したもの	農林水産大臣が品目ごとに審査して承認、許可を与えたもの
審議会	農業資材審議会	中央薬事審議会
使用目的	飼料効率改善および発育促進	感染症の予防および治療
投与量	微量投与	比較的大量投与
投与期間	2～3ヶ月間の長期投与	短期間投与

④ホルモン剤

ホルモンとは、生体の内分泌腺から分泌されて諸器官の働きを調節する化学物質です。ホルモン剤は肉牛の肥育を促進し、飼料効率を高めるとともに、タンパク質の多い赤身肉を生産する目的で使用されています。ホルモン剤は人や牛などが体内で分泌するホルモン物質と同様の天然型と化学的に合成されるものとに大別されます。

⑤寄生虫用剤

寄生虫用剤は、線虫・回虫・コクシジウムやトキソプラズマ等の原虫による畜産動物の被害予防、および治療のために使用されます。寄生部位が体内であるか体外であるかにより内寄生虫用剤と外寄生虫用剤とに区分されています。